

2021年11月12日

## 投資信託非課税口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまのうち、2021年12月10日までに南日本銀行にマイナンバー（個人番号）の届出がないお客さま（※1）は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止することとなりました（「みなし廃止」といいます）。

また、既にマイナンバー（個人番号）を南日本銀行に届出いただいたお客さまについても、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）が設定されていないお客さま（※2）は同様の措置（みなし廃止）となります。

「みなし廃止」措置の対象となるお客さまが、引き続き南日本銀行で非課税口座の利用をご希望される場合は、改めて非課税管理勘定の設定が必要となりますので、ご案内いたします。

### 記

#### 【みなし廃止対象のお客さま】

	お客さま（※1）	お客さま（※2）
マイナンバー（個人番号）の届出	未届出	届出済
2018年以降の一般NISAの設定	設定なし	設定なし

以上

【本件に関するお問合せ先】  
事務統括部 金融商品管理グループ  
TEL099-226-4455